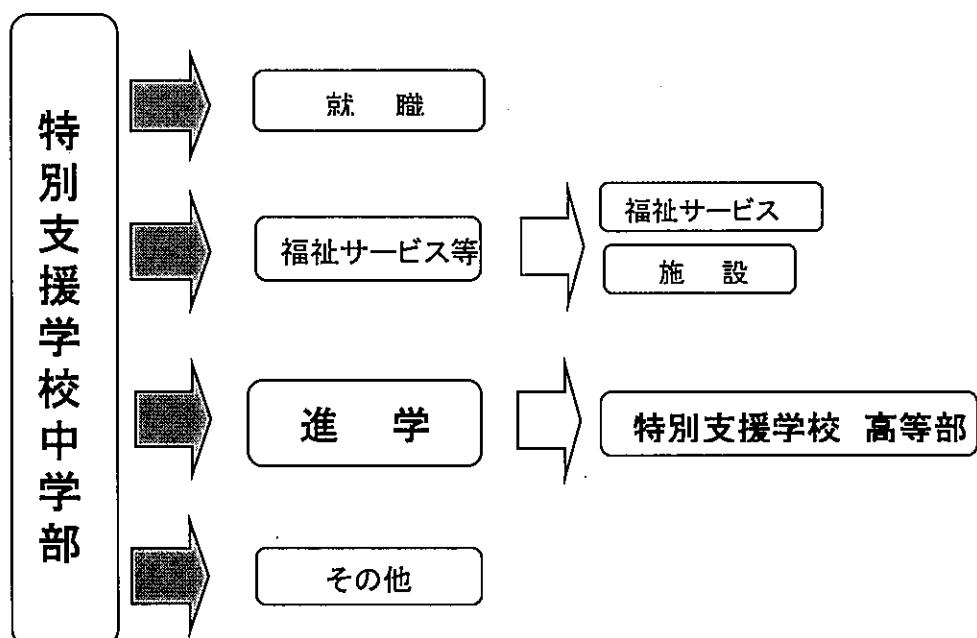


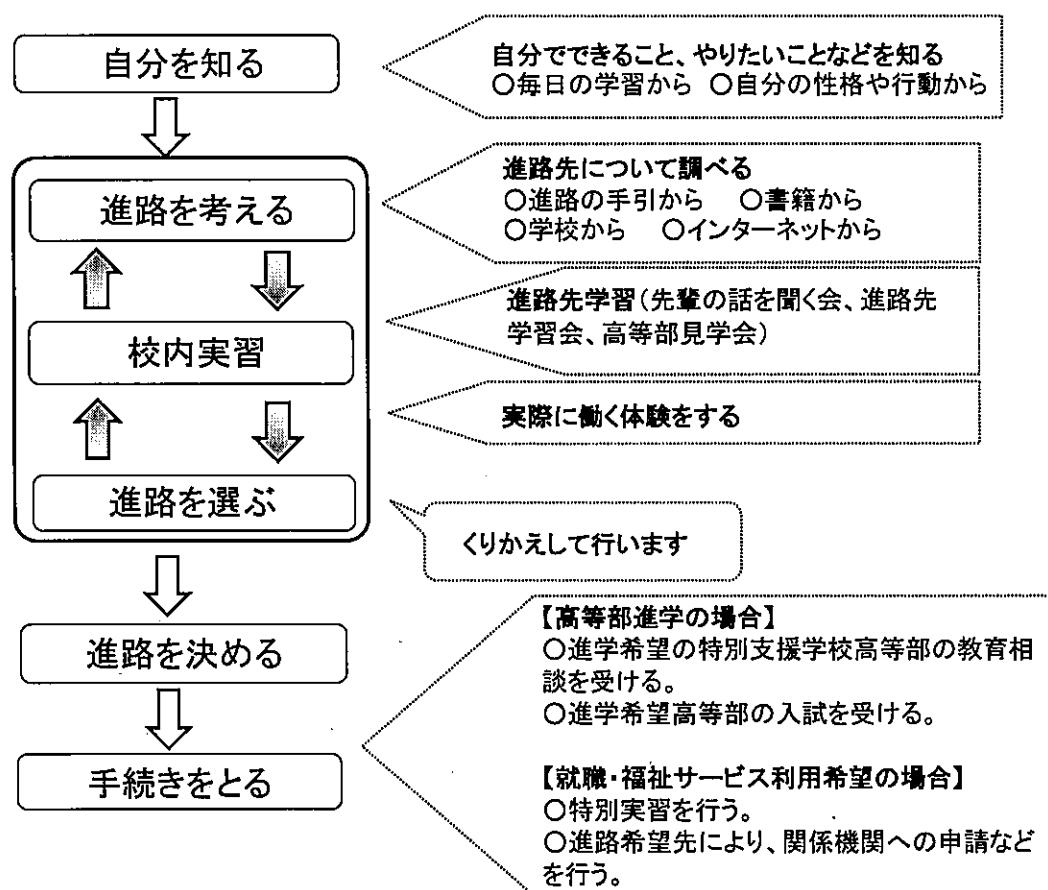
4 進路選択と決定方法

(1) 進路の選択・決定の方法

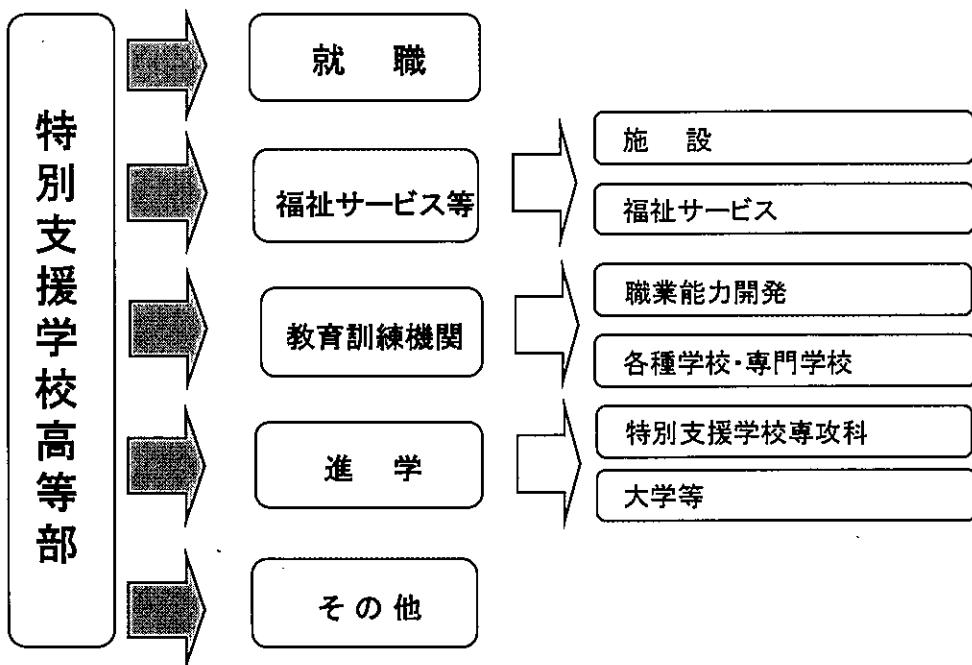
【中学部卒業後の進路先】



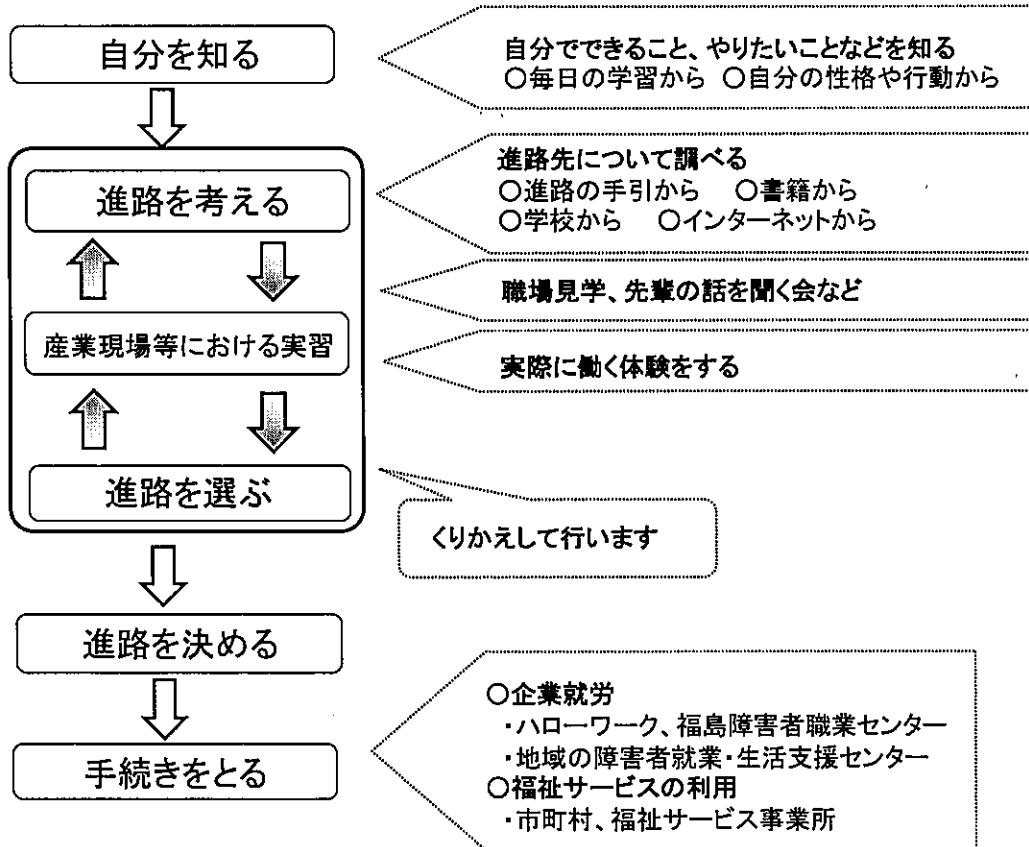
【進路決定までの手順】(中学部)



【高等部卒業後の進路先】



【進路決定までの手順】



«進路を決めるには、次の方程式が大事です»

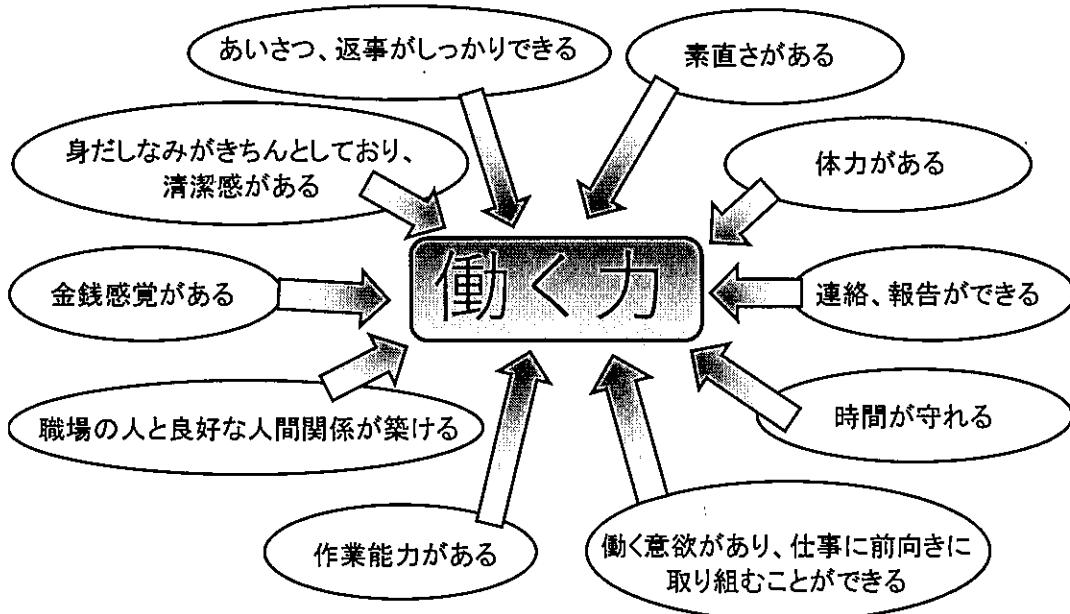
$$\textcircled{1} \text{ 目標} \times \textcircled{2} \text{ 計画} \times \textcircled{3} \text{ 努力} = \textcircled{4} \text{ 決定}$$

- ① 就職したいのならば目標を立てましょう。
- ② 目標のため計画をつくりましょう。
- ③ 実際に努力してがんばりましょう。
- ④ 結果は希望の進路先につながります。

- 目標が50%で計画が20%でも、努力が0%ならば決定は0%
- 目標が立派でも努力が0%ならば、決定はなくなります。
- 目標、計画も努力も低い設定であっても決定に数値がつけば、自分の夢は現実に近づくのです。

(2) 就職

①働くために必要なこと



②就職の制度

i トライアル雇用（ハローワーク）

障がいのある方を3ヶ月間、実際に（試行的）雇用することにより、障がい者雇用に取り組むうえでの不安を軽減し、雇用を促進する事業です。

ii ジョブコーチ支援事業（福島障害者職業センター）

職場への適応に課題をもつ障がい者に対して、就職前後にかかわらず、職場にジョブコーチを派遣し、マンツーマンの支援体制のもと、きめ細やかな人的支援を行う事業です。

iii 職業準備訓練（福島障害者職業センター）

実際の作業場面を再現した模擬工場（福島ワークトレーニング社）において、基本的な労働習慣等を身につけることを目的とした8週間の訓練を行います。

iv 職場適応訓練（ハローワーク）

作業環境に適応することを容易にするため、県が民間企業に委託し作業訓練を行う。終了後は、その人を雇用することが原則となります。

※福島障害者職業センター

○ハローワークとの密接な連携の下に、就職のための相談から職業生活における援助・指導といった各種職業リハビリテーションサービスを行っています。

〒960-8054 福島市三河北町7-14

TEL 024-526-1005

(3) 福祉サービス

①福祉サービスと事業所情報

	サービス	サービスの内容	利用上の留意事項	
主な 福祉 サービス	日中活動（昼）	生活介護	日常生活上の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供。生産活動に応じて工賃が支払われます。	対象は障害程度区分3以上の方
		自立訓練 機能訓練	自立した日常生活や社会生活を送るための身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練。期間は1年6ヶ月間。	対象は身体障がい者
		生活訓練	自立した日常生活や社会生活を送るための身体機能や生活訓練の維持・向上のための訓練。期間は2年間。	対象は知的障がい者、精神障がい者
		就労移行支援	企業等への就労を希望するものに就労に必要な知識や能力の向上のための訓練。期間は2年間。	対象は就労を希望する方
		就労継続支援 雇用型（A）	企業等への就労が困難なものに雇用契約に基づく就労の場の提供と必要な知識や能力の向上のための訓練。就労に応じて賃金が支払われます。	対象は就労を希望する方
		非雇用型（B）	企業等への就労が困難なものに就労の機会の提供生産活動に応じて工賃が支払われます。	対象は就労を希望する方
		地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供。社会との交流等。	
		日中一時支援	日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練。	
		旧法知的障害者更生施設（通所）	自立した日常生活や社会生活を送るための支援や訓練。	対象は知的障がい者
		旧法知的障害者授産施設	自立した日常生活や社会生活を送るための支援や訓練、生産活動の機会の提供。生産活動に応じて工賃が支払われる。	対象は知的障がい者
		小規模作業所（法定外）	自立した日常生活や社会生活を送るための支援や訓練、生産活動の機会の提供。生産活動に応じて工賃が支払われる。	
+ 日中活動（昼）と住まいの場（夜）の組合せを選択してサービスが利用できます。				
居住支援（夜）	施設入所支援	施設入所者に対し、主に夜間の必要な日常生活上の支援。	対象は施設入所者	
	グループホーム	共同住居に入居しているものの相談及び主として夜間に必要な生活の支援等。	対象は障害程度区分1以下の方	
	福祉ホーム	住居を必要としているものに低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援。		
	旧法身体障害者療護施設	入所による治療や養護。	対象は身体障がい者	
	旧法知的障害者更生施設（入所）		対象は知的障がい者	
	精神障害者生活訓練施設	日常生活に適応することができるようにするための指導や訓練。	対象は精神障がい者	
+ 緊急時等の対応ができる福祉サービスがあります				
	短期入所	介護を行うものの疾病やその他の理由により短期間の入所が必要なとき。		
	居宅介護 行動援護	居宅において日常生活上必要な介護や家事の援助等。外出時等における危険回避のための介護や援護等。		
	移動支援	移動が困難なものに社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援。		
+ 福祉サービス等、困りごとを相談できる場所があります				
	相談支援	福祉サービスを適切に利用することができるよう依頼を受けて相談に応じます。また、事業所等との連絡調整。		

サービスの利用にあたっては、お住まいの市町村（窓口：福祉担当）に相談・利用申請を行っていただくことになります。詳しくは、相談支援事業所または市町村役場にお尋ねください。

(4) 教育訓練機関

①職業能力開発

○国立県営宮城障害者職業能力開発校（宮城県仙台市）

【定員】20名（寮あり）

【訓練期間】1年

【選考科目】適正試験及び人物考查（面接等）

【内容】

総合実務科

【その他】

・事前に公共職業安定所で職業相談をして、必要書類を公共安定所に提出する。

・授業料は無料。（ただし、教科書代等は徴収）

・公共安定所長の受講指示者には訓練手当が支給される。

・訓練終了後の就職は、公共安定所で相談・斡旋する。

②専修学校・各種学校

・入学願書を提出し、選考試験を受験する。合格することが必要となる。

(5) 進学

①特別支援学校専攻科

○いづみ高等支援学校専攻科（宮城県仙台市）

【定員】12名（女子のみ、寮あり）

【在学期間】2年

【選考科目】国語、数学等、面接

【内容】

家庭、職業（清掃、縫製、調理、福祉・介護、農園芸）を中心とした学習。

【その他】

・学費（入學金・授業料等）、その他の経費あり。

②大学等

・入学願書を提出し、選考試験を受験する。合格することが必要となる。

・大学受験が可能な教育課程を履修していることが条件となる。

(6) その他

①在宅サービスの利用

障害者総合支援法で利用できるサービスについてはP12、13をご覧ください。

②家事手伝い